監査品質に関する報告書2021

明星監査法人

AKAHOSHI AUDIT CORPORATION

明星監査法人（AKAHOSHI AUDIT CORPRATION）

設　　立　：2017年9月1日

所　在　地　：東京都新宿区西新宿6-6-3　新宿国際ビル新館7階
（ヒルトンホテルビジネス棟）

経営理念：日本を輝かせる監査法人になる、そのために、３つの成長を実現する。
・勤労勤勉を尊び、自らの成長に努める。
・仲間の成長を自らの喜びとする。
・中小企業、ベンチャー企業の成長に寄与することで日本経済を活性化させる。

事業内容：金融商品取引法監査、会社法監査、M&Aアドバイザリー業務等

人員構成：（2020年12月末時点）
代表社員…… 5名
社員…… 2名
公認会計士……21名
その他…… 2名
合計……30名

Akahoshi
明星監査法人

目次

01　法人代表挨拶　1

02　経営理念　3

03　ガバナンスについて　5

04　品質管理の取り組みについて　9

05　外部専門家について　19

01

法人代表挨拶

明星監査法人は、2017年9月に設立した監査法人ですが、
設立してメンバー全員の思いとしてずっと変わらないものがあります。
それは、明星という監査法人名の由来や経営理念にもありますが、
日本を輝かせる監査法人となるという思いです。
我々は、日本の企業数の99%以上を占める中堅・中小企業が輝くことで
日本が輝くという思いで監査を行い、
中堅・中小企業の成長に監査を通じて寄与していくことで
日本を輝かせたいと思っております。
そのために、以下のお約束をいたします。

クライアントの経営戦略、ビジネス及び業務の理解に徹底的に努め、
ビジネスリスクに対応した深度のある監査を行います。

監査の過程で発見した様々な経営課題について、
具体的な解決策をクライアントと一緒に考え、
クライアントが成長するための仕組みを作ることのお手伝いを致します。

監査法人としての社会的責任を果たし、
中堅・中小企業の成長に寄与していくために、
私たちは、全社一丸となって日々最善を尽くして参ります。

明星監査法人 代表
木本 恵輔

02

私たちの理念

今後の日本経済を牽引する中堅・中小企業およびベンチャー企業に対して、高い倫理観と十分なスキルと経験を持った専門家として、法令や監査基準への準拠はもちろんのこと、各企業のビジネスを深く理解し、安定した品質を維持したうえで、会計監査を継続的に提供し、各企業の成長に寄与することでステークホルダーの期待に応えていきます。

03

ガバナンスについて

明星監査法人の組織について

明星監査法人の公認会計士のメンバーは、全員が大手監査法人出身者であり、2020年11月末現在、代表社員5名、社員2名、公認会計士20名（外部協力者含）が所属しております。
当法人は、出資者である社員全員が無限責任を負うパートナーシップのもと、現在の規模においては社員が相互に監督・牽制することによって組織の規律を確保することができるものと考えております。

そのため、大手監査法人のように多数の構成員がおり経営管理部門、監査業務の補助部門、実施部門が分離されている状況とは異なり、独立した監督・評価機関は設けておりません。
しかしながら、以下のような体制・対応により経営の実効性を確保するとともに、リスク管理面にも配慮し、経営を行っております。

重要事項の決定及び執行

重要事項については、社員全員を構成員とする社員会を2か月に一度及び必要に応じて開催し情報共有及び意思決定をしており、代表社員は社員会の意思決定に従い、業務を執行いたします。
また、社員会において各社員の担当業務を定め、当該担当業務の執行状況について報告、検討、決定を行っており、主な担当業務としては、品質管理、研修、人事、渉外、IT等を定めております。

経営の実効性確保

経営の実効性を確保するため、以下の方針を採用しております。

- 全社員が無限連帯責任を負う
- 代表社員を複数名として相互牽制を図る
- 外部の監査法人と意見交換、情報交換を行い常に最新の情報を得る
- 日本公認会計士協会の中小監査事務所連絡協議会の主催する研修会、意見交換会等に出席し、意見交換、情報交換を行い常に最新の情報を得る

リスク管理

法規制への対応

当法人は、法令順守の観点から、コンプライアンス規程を定めるとともに、当法人の業務に関連した重要な法令改正があった際は、顧問弁護士と連携して、法令違反に該当する項目について事前に把握し、構成員に周知徹底しております。

情報セキュリティ

当法人は、業務上使用する情報を保護するという情報セキュリティマネジメントを経営上の重要課題として捉え、かつ社会的責務でもあることに留意し、情報漏洩のリスク管理のために、セキュリティ・ポリシー、情報セキュリティ対策基準、インサイダー取引防止規定を策定するとともに、全メンバーより「セキュリティ・ポリシー遵守状況報告書」及び「インサイダー誓約書」の提出を義務付ける等運用を徹底しております。

独立性の確保

毎年、倫理規則等に準拠しローテーション計画表を作成し、監査受嘱時には、メンバーローテーションについて、ローテーション計画表通りに運用がされていることを業務執行社員が確認しております。
また、独立性に関する指針に基づき、「独立性チェックリスト」を作成し、全メンバーより毎年独立性チェックリストを入手し、独立性違反がないことを確認しております。

内部通報制度

当法人では、法令違反等の早期発見と未然防止、企業風土、内部統制の改善を主な目的として、内部及び外部からの通報に対して、専用窓口を設けて、品質管理責任者を中心とした3名の社員から構成されるコンプライアンスチームが対応を実施し、不正リスクに対する自浄作用を高め、より公正かつ透明性の高い法人運営を目指しております。

社員の選任

社員会で全ての重要な意思決定を行う当法人においては、社員の選任が法人の経営・運営において非常に重要な要素となります。
そのため、社員の新規選任に当たっては、社員加入資格の有無のみならず、当法人の理念の共有、専門能力、職業倫理の遵守、独立性、誠実性、クライアントとの交渉力、責任感、協調性等について社員会で慎重に審査し、全社員の同意をもって、社員の加入を決定しております。

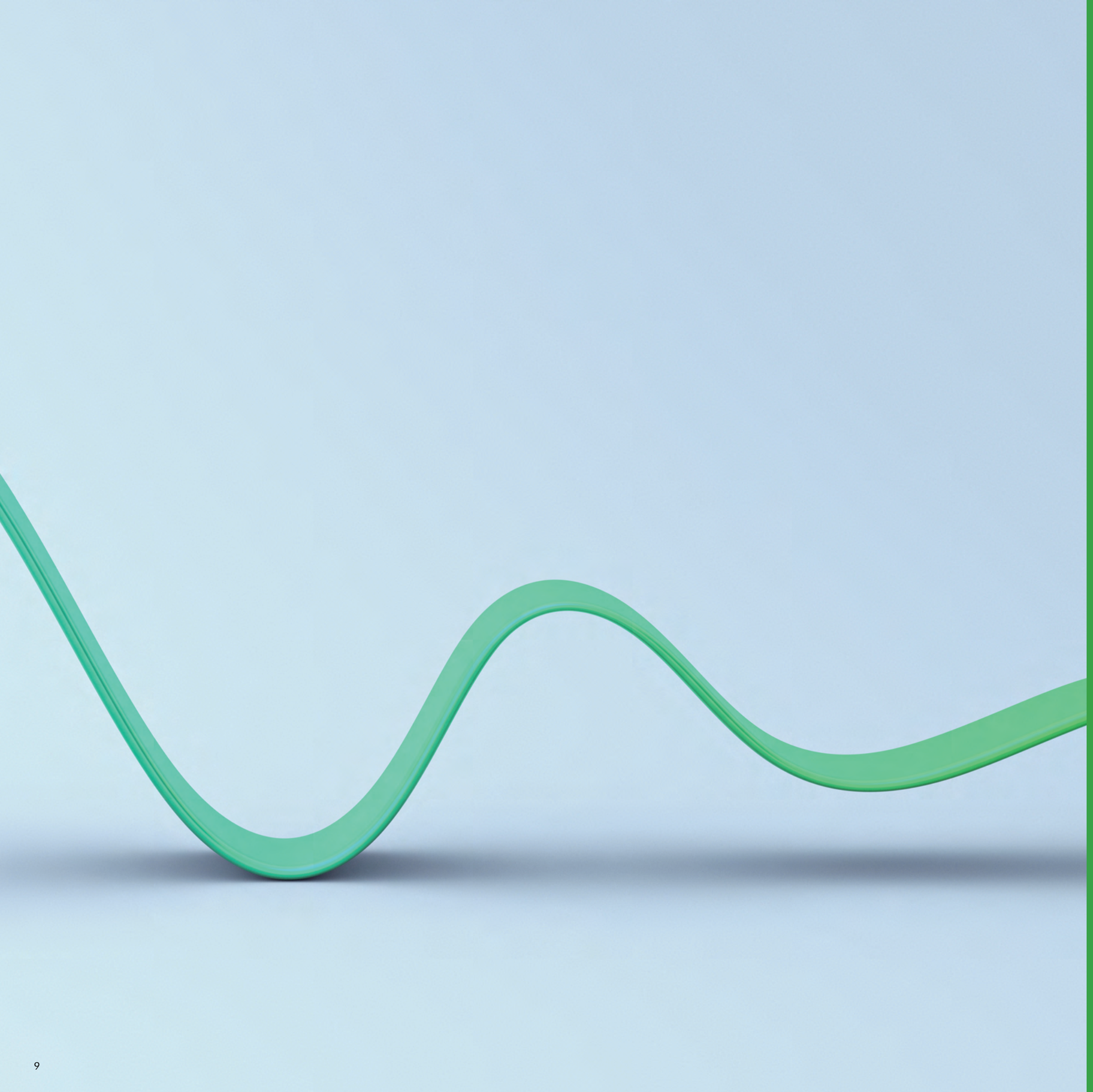

04

品質管理の取り組み

監査品質の確保について

明星監査法人では、監査業務の品質確保を法人活動の中で最優先とするファームポリシーを定めております。具体的には、以下の取り組みを通じて、当法人の規模・特性等に応じて一定水準以上の監査品質が確保されるよう努めております。

明星監査法人の品質管理体制について

品質管理責任者は、社員会の代表者が担当しており、品質を最優先にする姿勢については、社員会を通じて、メンバー全員に周知徹底しており、クライアントからの総合満足度を評価基準に取り入れて、メンバーの評価を行っております。

監査の実施

監査の実施に当たっては、監査基準委員会報告書等の関連法規に基づき作成した監査マニュアルに基づき、業務執行社員が監査現場にて、監査メンバーに対して適時かつ適切な監査調書を作成するために必要な指示・監督・査閲を行っております。

審査について

審査については、大手監査法人にて長年監査を行い、監査実務において、豊富な経験を有する審査担当者が、深度ある審査を行っております。審査上検討を要するような会計処理については、審査の前に予め、外部の会計・監査に造詣の深い専門家と相談し、相談結果を文書化し審査書類として提出する仕組みを構築しております。

その他監査品質の確保について

毎年所属している公認会計士全員に対して、以下の確認を行い、独立性・職業倫理等に関する監査品質について確保されるよう努めております。

- CPE報告書
- 監査人の独立性チェックリスト
- セキュリティ・ポリシー遵守状況報告書
- インサイダー誓約書

監査アプローチについて

監査はリスク・アプローチにより行っておりますが、その際、監査人は、監査リスク（監査人が誤った意見を形成する可能性）を合理的に低い水準に抑えるために、財務諸表における重要な虚偽表示のリスクを評価し、監査計画を策定します。

ビジネスオリエンテッド・リスク・アプローチ

リスク・アプローチに基づく監査においては、監査リスクを許容可能な低い水準に抑えることが求められます。監査人は、その一環として、企業に存在するリスクである、固有リスクと統制リスクを識別します。

固有リスクは、企業の内部統制を考慮せずに財務諸表に虚偽表示の発生する可能性を示しているものであり、また、内部統制の効果を考慮した後でも重要な虚偽表示が発生する可能性を重要な虚偽表示リスクといいます。

固有リスク・統制リスクを識別・評価するにあたっては、監査人の経験に基づく様々な切り口・アプローチ・考慮すべき要素があり、また、それぞれの項目について監査法人・監査人により濃淡が生じます。当監査法人においては、企業が行っているビジネスがどのようなものか、ビジネスを遂行するにあたりどのようなプロセスがあるのか等の企業のビジネスに着目することが最も重要な要素の一つであると考えております。そのため、当法人の監査チームは経験豊かな業務執行社員が主任を務め、監査プロセスのすべての段階において、企業のビジネスに対する深い理解を求め、当該理解に基づき、企業がビジネスを遂行するに当たり、どこにどのようなリスクがあるのか、それが財務諸表全体または個々の財務数値・情報にどのような虚偽表示のリスクをもたらすのか常に考え評価することで、虚偽表示の発見に効果的でありながら、なおかつ効率的な監査を常に達成するよう目指しております。

監査プロセス（リスクの識別から監査意見形成プロセス）

我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準及び当監査法人の監査マニュアルに準拠して、リスク・アプローチに基づく監査を実施します。
ビジネスリスクに着目したリスクの識別・評価を行い、リスクに対応した監査手続を実施することにより、効果的でありながら、なおかつ効率的な監査業務を遂行しております。

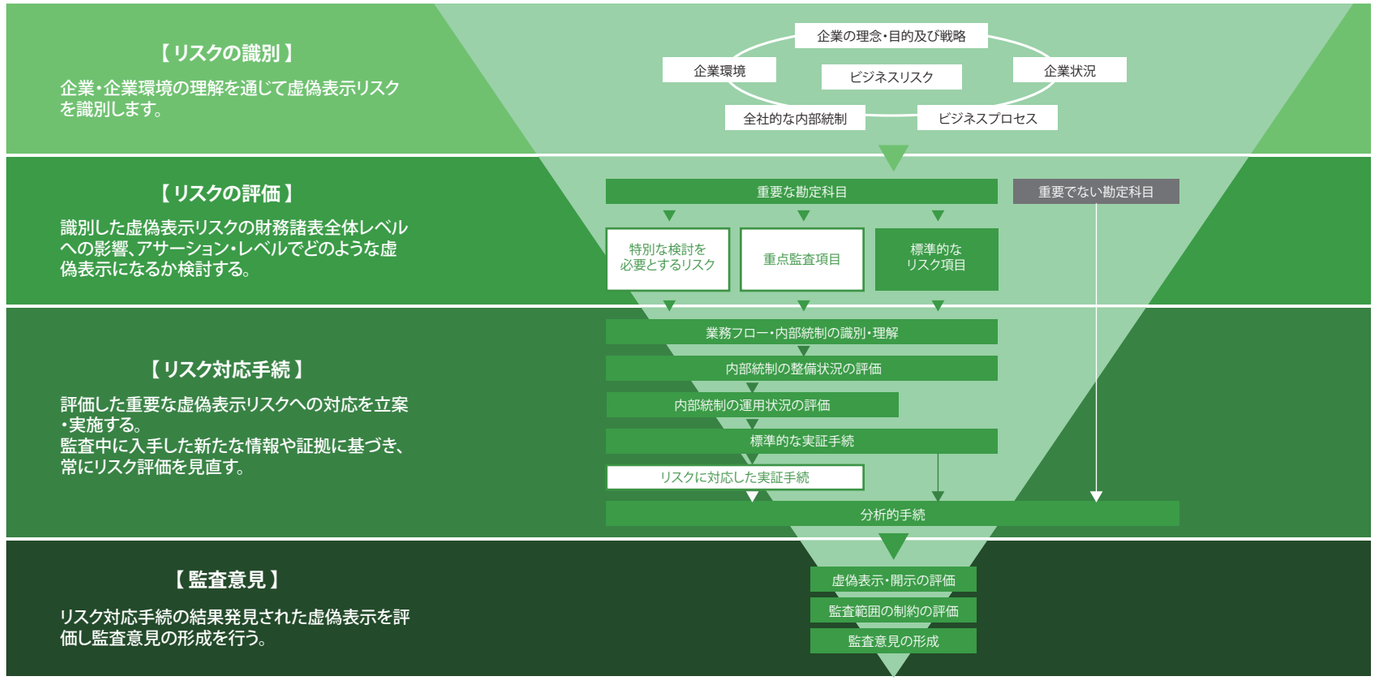

リスクの識別・評価

重要な虚偽表示リスクの識別と評価は下表のようにビジネスの理解に重点をおいて行っております。
ビジネスの理解に当たっては、企業のおかれた環境、企業の目的・戦略等の理解、ビジネスプロセス等の把握に基づいてビジネスリスクを把握し、不正リスク要因を考慮しながら、監査にあたり留意すべきリスクや項目を識別します。

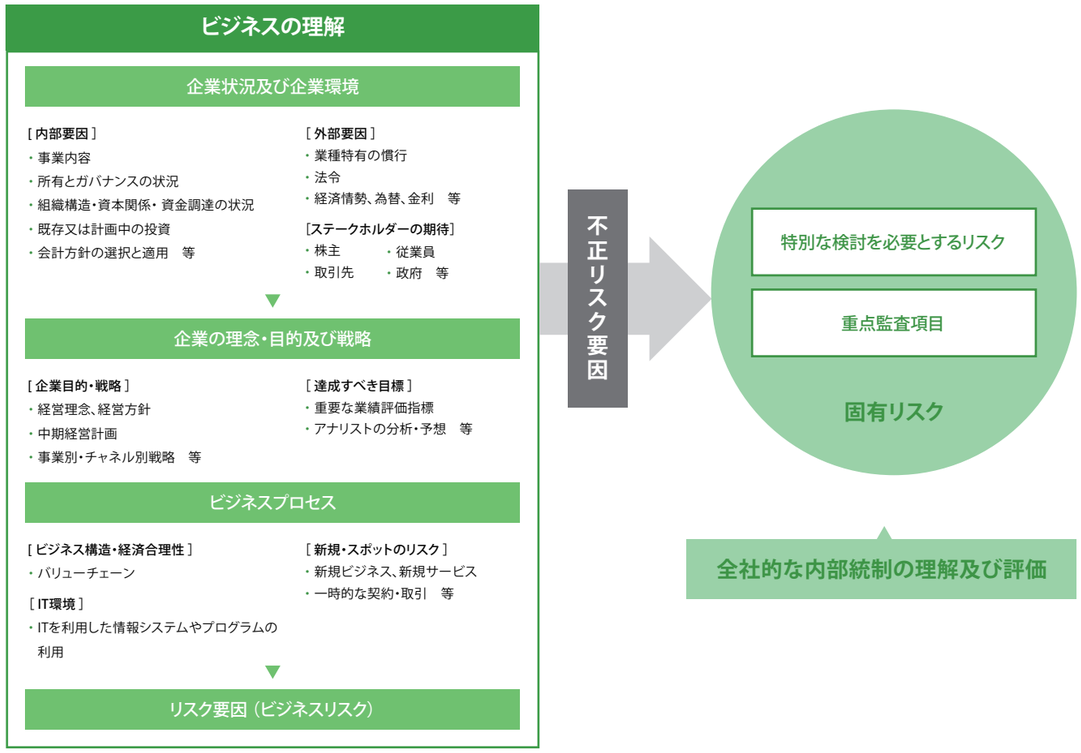

● 固有リスク識別の例

一般化、単純化したものではありますが、ビジネスの状況に基づいたリスクの識別としては以下のような例が挙げられます。 当法人では、常にビジネスの状況の理解に基づいたリスクの識別・評価に重点をおいております。

● 特別な検討を必要とするリスクと重点監査項目

「特別な検討を必要とするリスク」は、識別し評価した重要な虚偽表示リスクの中で、特別な監査上の検討が必要と監査人が判断したリスクを言います。主に以下の事項を考慮して決定されます。

(1) 不正リスクか否か。
(2) 最近の重要な経済、会計などの動向と関連しているかどうか。
(3) 取引の複雑さの程度。
(4) 関連当事者との重要な取引か。
(5) 経営者の主観的な 判断が影響する程度。（特に不確実性が高い場合）
(6) 通常の取引過程から外れた取引又は通例でない取引か。

重要な虚偽表示リスクのうち、特別な検討を必要とするリスクほどではないものの相当程度のリスクが認められるものについて、「重点監査項目」として認識し、リスクに応じて詳細・強力な証拠力を得られる監査手続を適用することで効果的な監査を遂行しております。

● 不正リスク要因

発生する可能性のある全ての不正を監査上の不正リスクとして認識するのではなく、不正による重要な虚偽表示リスクのうち、発生の可能性が高く、発生した場合の影響額が大きいものを監査上の不正リスクとして認識します。

リスク・アプローチの限界を補う監査手続

リスク・アプローチに基づく監査は、効果的であり、かつ効率的な監査の達成に今日では不可欠な監査アプローチとなっておりますが、重視するリスクや当該リスクへの対応の程度が必ずしも十分でない可能性が常にあります。そのため、当監査法人では、このリスク・アプローチに基づく監査の限界を補うため、以下の検討をすべての監査チームが実施しております。

(1) 経営者による内部統制を無効化するリスクの検討
(2) 経営者の偏った意見・方針等が存在するかの検討
(3) 企業の通常の取引過程から外れた取引、経済合理性の無い取引の検討

不正リスク対応について

不正リスク対応

財務諸表に影響を及ぼす不正等の重要な虚偽表示を見逃さないためには、監査チームの個々のメンバーが、クライアントのビジネスに対する深い洞察に基づいた職業的懐疑心を発揮することが不可欠です。当監査法人では、ビジネスの理解に基づいて監査上のリスク認識・評価を行っており、監査チームの個々のメンバーが不正による重要な虚偽表示リスクに敏感に反応できる監査アプローチをとっております。

また、毎年、全構成員がCPEで定められた不正研修を受講し、昨今の不正事例を含め、不正に関する知見を高めています。適切なCPEの取得が行われているかどうか確認するため、事務所として全構成員のCPE履修履歴を取得し、モニタリングしております。

加えて、当監査法人のホームページ上に、外部からの不正等の情報提供に向けたホットライン（書面、e-mail、FAX、電話）を設置し案内しております。

監査現場における対応

監査チームは、監査プロセスの一環として不正リスクに関するチームミーティングの実施を当法人の監査マニュアルにより義務付けられております。監査チームが実施するミーティングでは、財務数値の分析結果やメンバーが監査の過程で把握した特異な傾向等の情報をもとに、不正の兆候を見逃さないよう、慎重な検討が行われております。

不正の発見時

不正が発見された場合、監査チームはクライアントとの適切な連携をとりつつ、審査担当社員、顧問、社員会へ報告を行います。監査チームはそれらの助言・指示を得て、法人一体での取り組みのもと監査を進めます。

不正が発生した場合、または、不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合、会社は迅速な対応が求められます。万一、事実関係の把握、発生原因の究明、再発防止策の策定及び実行、財務数値の修正を含めた公表が遅れた場合、会社は重大なレピュテーションリスクにさらされ、これが顕在化した場合、重大な損害を受けることとなります。当監査法人では業務執行社員が主任として監査現場に往査し、有事の際には会社に対し迅速かつ適切な助言を行う体制をとっており、クライアントのレピュテーションリスクを最小限に抑え込むよう対応しております。

監査契約の新規締結および更新

明星監査法人では、新規契約の締結時には、監査業務の品質が確保できるか及びクライアントの成長に貢献できるかといった観点から、社員会において議論を重ね、全員の意見の一致をもって、監査契約の締結を行います。

また、監査契約の契約更新時については、監査責任者及び審査担当者にて更新の可否について決定を行っております。

具体的な監査契約の新規締結時及び契約更新時に当たって検討を行っている個別項目は以下の通りになります。

・クライアントに関する諸要素

①クライアントと当法人との利害関係

②経営者の誠実性

③経営戦略

④関連当事者

⑤監査コスト

⑥会計基準の解釈

⑦不正リスクを含む事業・決算上のリスク　等

・当法人の状況

①適切な専門知識を有する人員の確保

②適切な監査時間の確保

監査チームの組成

明星監査法人では、監査業務全体を円滑に進められるように、大手監査法人出身の業務執行社員が主任として関与しております。主任として業務執行社員が関与することによって、監査チームメンバーと一体感をもって監査を進めることができ、監査業務の品質の確保に資するものだと考えております。

業務執行社員が重要な協議事項の窓口になることによって、担当者の解釈によるブレが起こるリスクが軽減され、監査法人としての回答も迅速に行うことができ、クライアントの意思決定が迅速かつ円滑に行う環境の提供ができるものと考えております。

また、監査チームメンバーについても、品質確保の観点及びクライアントの負担軽減の観点から、大手監査法人出身者であることや極力継続して固定メンバーで監査チームを構成することをファームのポリシーとして定めております。

また、様々な業種のクライアントに対し最適な監査を行うために、社内の専門家だけでなく、専門的なバックグラウンド（法律家、IT、税務、不動産評価等）を有する監査法人外の高い専門性をもつ専門家との業務提携を各分野について複数の会社と行っており、様々なクライアントのニーズにこたえられるプロフェッショナルサービスの提供が可能です。

なお、業務提携先が被監査会社との独立性等、関連する監査基準委員会報告書に定められた諸規制に該当しないことを業務提携時及び毎年度、確認しております。

モニタリングについて

日常的監視及び定期的検証について

明星監査法人では、監査品質のモニタリングとして、品質管理マニュアルに定めた日常的監視の実施に加え、全ての業務執行社員は3年に1回は、定期的検証を受けるルールとなっております。

また、公認会計士法上の大会社等については、定期的検証業務を外部の監査法人に委託することによってモニタリング機能の強化を図っております。仮に、日常的な監視や定期的な検証によって不備が検出された場合、法人の代表者主導のもと、不備の早期是正を行うために、改善計画を策定し、全てのメンバーに改善計画の伝達を行う方針としております。

外部検査について

明星監査法人は、上記の取り組みをもとに2019年12月に品質管理レビューを受けた結果、限定事項のない結論となり、2020年2月18日付で、上場会社監査登録事務所への登録が認められました。

日本公認会計士協会による品質管理レビューにおける改善勧告事項及び注意勧告事項が検出された場合は、独自の改善計画書を策定し、監査品質の向上に向けた取り組みを行っております。

また、公認会計士・監査審査会による審査および検査について該当はなく、過去に検査結果通知書は受領しておりません。

人材育成

当法人の経営理念のなかでは「勤労勤勉を尊び、自らの成長に努める」、「仲間の成長を自らの喜びとする」と謳われており、自己研鑽と仕事におけるOJTによる人材の成長を重要視しております。
自己研鑽の尺度としては、公認会計士協会で行われているCPE制度における研修履修義務について、法人として実質的な受講と必要となる単位数の確認を定期的に実施しております。この中には必須研修科目として「職業倫理」、「税務」、「監査の品質及び不正対応」、「不正事例研修」が含まれております。また、監査の品質管理に造詣の深い外部講師を招聘した定期的な集合研修を実施しております。
OJTについては、監査調書のレビュー時に業務執行社員からスタッフへ実施した監査手続の内容を通じて、監査対象会社のビジネスの詳細内容から始まり、そのようなビジネスに関連するリスクの形態・把握方法、対応する監査手続の効果的な選択や具体的な方法について指導を行っております。また、審査担当社員による監査計画段階における業務執行社員も含めたビジネスリスクの把握、対応する監査手続の選択・実行に関する指導も実施しております。
当法人は中堅・中小企業、ベンチャー企業の成長に寄与することで監査対象企業が輝き、日本経済を活性化させることができると考えており、そのための第一歩は監査対象企業のビジネスの詳細な内容、具体的なビジネスプロセス、ステークホルダー等を的確に理解することから始まるものと考えております。
将来的には監査対象会社ではないベンチャー企業を中心に、希望する常勤スタッフをCFOや経理責任者として出向させ、事業会社運営に参加する経験を積ませることによって、出向先から戻った際には深く監査対象会社のビジネスとそこに潜むリスク要因の把握と対応する監査手続がより効果的に設計ができる人材となることを志向しております。

グローバル監査について

日本のベンチャー企業や中堅・中小企業においても海外進出が進み、企業グループの財務報告や内部統制における海外子会社の占める割合が増加し、それに合わせて監査業務における海外子会社に対する重要性も高まっております、明星監査法人においては、大手監査法人及び大手監査法人が属するグローバルネットワークファームと連携し、そこでのインフラストラクチャーを活用しながら、被監査会社への高い品質のグローバル監査業務を提供していきます。

ガバナンスコードへの対応

近年の不正事案等をきっかけに、改めて会計監査の信頼性が問われ、特に人員が数千人規模の監査法人において、経営トップの姿勢や品質管理に関する方針が組織に十分に浸透せず、マネジメントが有効に機能していないことが問題視されました。そのため、ガバナンスコードは、「多くの構成員から成る大手監査法人における組織的な運営の姿を念頭に策定されて」おり、当法人の規模においてはその適用が適当ではない部分もあり、当法人は、現在はガバナンスコードの採用はしておりません。
しかしながら、当法人の規模・特性等を考慮し監査の品質を確保し持続的に向上させるため上記取り組みを行うとともに、企業規模拡大に伴いガバナンスコードを将来採用することを計画しております。

非監査業務の提供について

明星監査法人は、以下の非監査業務の提供も行っております。

- M&A支援
- 企業価値算定
- 内部統制の構築支援
- FRS対応支援

非監査業務を行う目的は、社会貢献に加え、職業会計人として監査以外の視点から事業や会計を見る機会をメンバーが得ることができ、監査における能力の向上につながると考えていることにあります。
その際に、独立性が阻害されることを回避するため、被監査会社への非監査業務の提供は、同時提供禁止業務に当たらないことを確認し、確認結果を文書化し、社員会へ報告することをファームポリシーとして定めております。

IPO への対応

IPOは、ベンチャー企業や成長段階にある中堅・中小企業が資金調達を通してさらなる成長を促すものであり、それが日本経済の発展に寄与するものと理解しております。監査法人は、IPOを目指す企業に対して、各成長段階に応じて必要となるサポートを行うことが使命であり、社会からの役割期待が存在しております。
明星監査法人においては、大手監査法人のIPO部門に属し、十分な経験とスキルを培った社員が多数を占め、さらには、企業のCFOとして活躍したメンバーや現在もコンサルタントとして活躍しているメンバーを加えた監査チームを組成しております。このような監査チーム体制を前提とした上で、被監査会社が展開するビジネスを深く理解し、リスクに応じた監査業務を提供致しております。加えて、事業計画や資本政策の作成、予算管理体制や内部統制の構築、決算早期化への取り組みなど、企業の各成長段階において必要とされる業務へのサポートを実施しております。企業のIPOを実現させ、企業の持続的な成長に貢献できるようにバックアップしていく所存です。

05

外部専門家について

明星監査法人は、以下の専門領域について、知見の有る外部専門家と業務提携を行っており、クライアントのニーズに応じて、広範囲かつ高品質の監査サービスを提供しております。

専門領域	外部専門家
会計・監査	F会計士
法律	C法律事務所、A法律事務所等
IT	株式会社A、S株式会社
年金	M株式会社他
不動産評価	M鑑定事務所他
税務・国際税務	T税理士、N国際会計事務所
不正調査（国内・海外）	Aコンサルティング他